

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です

～外国人雇用はルールを守って適正に！～

厚生労働省・愛知労働局・ハローワーク（公共職業安定所）・労働基準監督署をはじめ、政府全体で毎年6月を「外国人労働者問題啓発月間」と定め、集中的な啓発活動を実施しています。

外国人労働者の適正な雇用、労働条件の確保と不法就労の防止にかかる次のことについて、事業主の皆さまの一層のご理解とご協力をお願いします。

外国人を雇用する際には、

- ① 外国人の就労は、「出入国管理及び難民認定法」（いわゆる「入管法」といいます。）により就労可能な在留資格を持つ在留期間内の者に限られています。
- ② 外国人労働者も日本人と同様に労働基準法をはじめとする労働関係法令が適用されます。
- ③ 雇用対策法により、外国人労働者を雇用または離職の際には、外国人労働者の氏名、在留資格、在留期限、国籍などを確認しハローワークに届出することが義務付けられています。（「外国人雇用状況届出制度」といいます。）
- ④ 違法な仲介業者から外国人を受け入れないようにしてください。
- ⑤ 採用にあたっては、ハローワーク（公共職業安定所）を利用してください。

また、外国人の方々が我が国において安心して働き、社会に貢献していただくために、事業主の方が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容を法律に基づき「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」が策定されています。

事業主の方々は、この指針に基づき、外国人が在留資格の範囲内で、その能力を有効発揮しながら適正に就労できるよう、外国人労働者の雇用管理、職場環境の改善や再就職の支援に取り組んでください。

問い合わせ先 岡崎公共職業安定所 企業支援部門
電話：0564-52-8609